

「中小企業経営者 必聴」～金融機関との上手な付き合い方～

金融円滑化法終了の影響とその対応策

主 催 下関商工会議所 経営安定特別相談室

共 催 中小企業問題検討委員会

金融機関が貸出条件の変更（弁済猶予等）などに応じる努力義務を課した“中小企業金融円滑化法”が、平成25年3月末で、時限立法の最終期限を迎えます。同法終了に伴う金融機関の考え方やその影響、また、それに対して中小企業経営者がとるべき対応策について、具体的事例を交えながら、わかりやすくご説明いたします。「事業継続のための経営改善への取り組み」・「金融機関との今後の関わり方」などにつき、改めて見直すために直前の情報を含め、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

- ◇ 日 時 平成25年3月7日（木） 14:00～15:30
- ◇ 会 場 下関商工会館3階研修室（下関市南部町21-19）
- ◇ 講 師 オフィス夢実現 代表
中小企業診断士 高橋 貞暢 氏（タカハシ サダノブ）
- ◇ 内 容 ①「金融円滑化法」とは何か
②「金融円滑化法」終了後はこうなる！
③金融機関は、取引にあたってどこを見ているか
④金融機関から見放されないためになすべきこと
⑤事例の紹介・質疑応答 ⑥個別相談

講 師：昭和31年4月11日生まれ 昭和55年3月 慶応義塾大学 法学部 卒業
民間金融機関に31年間勤務後独立、平成23年6月 オフィス夢実現の代表に就任
（平成11年4月中小企業診断士の資格取得）。中国経済産業局が実施する中小企業ネットワーク
強化事業における支援機関サポートアドバイザーの委嘱を受けた他、開業維新ゼミナール講師
やまぐち総合ビジネスメッセの相談担当者などを務める。

- ◇ 定 員 40名 定員に達し次第締切とします。（参加できない方のみご連絡申し上げます）
- ◇ 受 講 料 無 料
- ◇ 申込方法 受講申込書をFAXまたは郵送にて下記申込先までお送りください。
- ◇ 申込先・問い合わせ先

下関商工会議所 経営支援部（田中・中谷） TEL 222-3333
（〒750-8513 下関市南部町21-19）

セミナー（3/7）受講申込書 FAX 083-222-4094

事業所名		住 所	〒 -
受講者名		TEL	
受講者名		FAX	

※ご記入いただいた情報は当日の出席者名簿・別セミナーの開催案内に利用させていただきます。